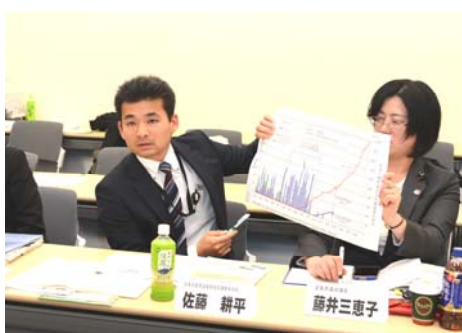




日本共産党湖南地区議員団 政府交渉のまとめ



2016年3月2日、日本共産党滋賀県国民運動本部長の佐藤耕平氏と一緒に、湖南地区議員団が5省17項目で政府交渉を行いました。

2014年11月に続くもので、政府の見解や国の財政支援などが要求実現の大きなカギとなっている項目に絞って、直接、政府に要求実現を迫ったものです。交渉にあたっては、大門実紀史参

議院議員事務所にお世話になり、各省とセットしていただきました。また宮本岳志・堀内照文・清水忠史各衆院議員をはじめ、市田忠義参院議員・島津幸弘衆院議員・田村智子参院議員の秘書も関係する要求交渉に同席をいただきました。

要望項目に対する回答のポイント(要旨)について、報告します。今後の活動に生かして下さい。

なお、今回政府交渉に参加した議員は、藤井三恵子滋賀県議、安里政嗣草津市議、大西時子栗東市議、小牧一美守山市議、立入善治・松井圭子両湖南市議、山岡光広甲賀市議。以上7名でした。「しんぶん赤旗」の浜田正則記者も同行。掲載の写真は浜田記者から提供を受けたものです。

《厚生労働省》



1. 雇用促進住宅の譲渡・廃止計画の閣議決定を撤回し、安心して住み続けられるようにしていただきたい。

- ① 平成33年度末に全国の雇用促進住宅を譲渡・廃止する「閣議決定」を撤回すること。
- ② 国会答弁でも示されているように「一方的な追い出しはしない」ことを厳守するとともに、安心して住み続けられる住環境を保障すること。
- ③ 現在入居している人が万が一にも身体的（健康上）事由で、高層階に住むことができない場合、例えば4階から1階への転居を認めること。

※雇用促進住宅には、今でも全国に約10万人が居住している。政府の「入居停止」以降、各宿舎では「空き室」が目立ちゴミの散乱や鳩公害など住環境が悪化しているが、「行き場がない」入居者からは、「住み続けたい」という切実な要求が出されている。自治体や民間への譲渡がない場合、平成33年には廃止するとしているが、雇用促進住宅は今でも重要な役割を担っている。譲渡・廃止の閣議決定を撤回し、安心して住み続けられるようにしていただきたい。

■政府出席者 職業安定局総務課計画係長 横溝紀彦

《回答骨子》

- ① 平成19年6月22日の閣議で決定したものであり、現段階では撤回も変更も行う予定はない。
- ② 現在、入居者保護の観点から平成20年度に行っていた退去促進はしていない。引き続き住み続けていただくために、所有者である独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構が、住んでいただいているままの（民間）売却をすすめている。
- ③ 機構に確認したところ「個別の状況を確認させていただくことになる」との回答であった。管理会社に相談を願いたい。

■政府交渉団からは、入居者のみなさんが安心して住み続けられるためには「閣議決定」そのものを撤回する必要があることを強調。また歴代の厚生労働大臣が「一方的な追い出しはしない」と国会で答弁していること、2016.2.25の衆院予算委員会（島津幸弘衆院議員

が質問)でも塩崎厚労大臣が同様の答弁をしていることを引用して、再度確認しました。また同委員会で島津幸弘衆院議員が取り上げた③の問題については、委員会での答弁(新規入居の契約でないかぎり移れない)よりも一歩前進した回答が示されたことは評価できることです。「個別の状況を確認して対応する」という対応を具体的にすすめるために、「具体的に宿舎名・室番号・入居者名を連絡いただければ機構に伝える。また管理会社に直接伝えていただきたい」との回答がありました。これまでは「わがまま」などと全く聞き入れられなかったことからすると前進的回答を引き出すことができました。但し手続き上は「新規契約入居」と同様の書類に必要事項を記載して提出しなければならない、ということでした。さらにこの手続き上の問題についても緩和するよう訴えたところ「機構に伝えてあり、3月末までに検討する」という方向ですすめられているということでした。また、「仮に民間譲渡が進まず廃止ということになったらどうなるのか」という質問については、「そういうことはありうるかも知れないが、現在は民間譲渡に力を入れている」と回答。また退去を余儀なくされた場合は、公営住宅への優先入居について通知が出されている問題については「優先…と書かれているが、公営住宅法に基づくものであって、特段のご配慮というのなら、優先入居を徹底されたい」と強く訴えました。

2. 障害年金についての精神障害者認定のあり方を改善していただきたい。

※精神障がい者の認定を受けている人がその年度の途中で障害の程度が悪化し仕事が続けられなくなって、障害等級の変更を求めたが、「精神障害者は一年以内の改定請求は認められない」となっている。厚生年金法附則47-2-2によって、障害の状態によって、改定請求ができる障害とできない障害がある。すべての障害に対して、一年以内であっても改定(変更)請求することができるよう改善をしていただきたい。

■政府出席者 年金局事業管理課給付事業室 室長補佐 和田英之

《回答骨子》

障害年金支給の認定基準となるのは、一時的な症状ではなく、症状が固定していることが基本。精神障害者の場合、その特徴からして一時的に悪化することはあっても、その後固定することには当てはまらないので対象としていない。

■政府交渉団からは、精神障害者の場合、むしろ固定しないのが特徴であるので、その実態に見合った形で認定をお願いしたい。認定されなかったなどのために収入が得られず、生活ができない場合もあるので、再度検討していただきたい、旨の発言がありました。

3. 児童福祉法にもとづく福祉型障害児入所施設の基準については、旧態依然の基準がいまもそのまま継続されているため、多様化する現状に相応しないものになっている。早急に見直しをしていただきたい。

※滋賀県には糸賀一雄さんの創設で知られる県立近江学園がある。基準となる「4.

3人に1人」という基準は満たしており、「2.67人に1人」の職員配置となっているが、多様化する子どもの実態からみれば、「1対1」の対応も必要。そもそも国基準は、昭和25年に制定された児童福祉法に基づく基準がそのまま継続されており、そもそも「24時間・365日」を想定していないために、現状の職員数でも対応できないのが実態である。職務の困難さから欠員が常態化し公務災害も多発している。よって、児童指導員及び保育士の定数配置基準を抜本的に見直していただきたい。

■政府出席者 障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係長 小橋口啓

《回答骨子》

福祉型障害児入所施設に対しては、重度障害児支援加算や心理担当職員加算など、加算を設けることで多様なニーズに対応できるようにしてきた。人員の配置基準については、現在、平成27年度に障害報酬検証調査を行っており、その実態調査結果をふまえて、障害児入所施設の人員基準など、必要な検討を行っていききたい。平成30年に基準の見直しをしたい。



■政府交渉団からは、「重度加算は当然であり、基準そのものを見直していただきたい」と県立近江学園の実態をリアルに訴えました。入所児童も従来は知的が多かったが自閉症など障害の程度の内容が多様化しているのが特徴だけに、「ひとりの職員がひとりの子ども」を見る必要があり、職員に過度の負担がかかっており、劣悪な状況が要因して公務災害も起こっていると訴えました。4月から施行される差別解消法の点か

らいっても現状は問題点が多い、と指摘しました。ハード面での環境改善についても、給食の調理室についても昭和43年に建てられたままの施設となっているなど緊急の改善が必要、と写真を示して訴えました。これについて担当課からは「施設面に対する交付金は予算措置が難しいが、平成28年度については増額されてもらっている」との回答がありました。

4. 子ども・子育て新制度に伴い、児童クラブの対象が小学校6年生まで拡大され、入所希望が増えている。しかしそれに伴う施設整備が追いついていない。また支援のスタッフも不足している。そのため「一単位40人」と基準が示されているが、それが遵守されていない。国からも改善をはかるよう指導されたい。また施設整備と体制充実に必要な財政措置を講じられたい。

※「1単位40人」と基準が示された。仮に「入所児童が70人」だとすると、2単位となるが、実際には「一つの施設で2単位が合同保育されているケース」が多い。実態を調査し改善をはかられるよう指導されたい。

《回答骨子》

子ども・子育て新制度で放課後児童クラブの対象が拡大されたので、場所の確保のために、新規でなくとも増設などについても財政支援を拡充した。賃借料の補助についても充実した。

職員についても、処遇改善のための交付金事業もすすめている。

「一支援単位40人以下」というのは、ケガをしないように、とか子どもの情緒面を考慮に入れて国が定めたもの。しかし実際には、自治体の条例などで定めってもらうことになっているので、自治体によっては、まだそこまで行っていない自治体があることは承知している。大部屋で70人、二単位でやっている…というのはいずれも正しくない。

■政府交渉団は、新制度で人員は「従うべき基準」となっているが、施設は「参酌基準」となっているために、自治体によって大きな違いが生まれてきている。基準のあり方を見直すべきではないか、と提起しました。そのうえで「一単位40人以下」という国の基準は、それは専用区画で過ごすということか、「大規模(数単位)児童クラブ」は問題がある、という認識でいいのか、と質しました。これに担当課は「子どもの情緒面を考えて、職員の目の届く範囲、くわえて子どもの集団生活の単位ということを考えれば、一単位40人以下という基準を決めたのであって、一つの部屋に二単位、三単位の子どもが入って保育するという事は基準を満たしているものではない」と明確に答えられました。この点は大事な視点なので、地方自治体に徹底するよう再度求めました。

放課後児童クラブの設備運営基準について、新制度における国の基準

■第9条 設備(参酌すべき基準)

専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)。専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

■第10条 職員(従うべき基準)

放課後児童支援員を支援の単位ごとに2名以上配置(うち1人を除き、補助員の

代替化)

■第10条 児童の集団の規模(参酌すべき基準)

一つの支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下

■第18条 開所日数(参酌すべき基準)

原則1年につき250日以上。土・日・長期休業期間等、原則一日につき8時間以上。平日は原則3時間以上。

《総務省》

1. 地域の消火栓消防ホースも消防法(防火対象物)の対象とし、適切な管理が行われるよう指導されたい。

※消防ホースについては、消防法第17条3の3の規定(消防用設備等の点検及び報告)に基づき、消防庁告示が改正された(平成14年7月1日施行)。外観点検に加え、「製



造から10年を経過すれば3年毎に耐圧試験を実施しなければならない」と耐圧性能試験が義務づけられた。しかし一時消火活動に重要な役割を担う、各地域の消化栓格納箱の消防ホースは「防火対象物」の対象外となっていないために、放置されているのが現実。甲賀市が市内全域の消防ホースの製造年を調べてみたら、30年以上が約3割、なかには製造から50年を経過したものもあった。耐圧試験を実施したら漏れるなど使用不可の消防ホースもあった。初期消火に大事な役割を担う消化栓消防ホースについても、「防火対象物」として、適正に維持管理するよう徹底されたい

■政府出席者 消防庁消防・救急課係長 西羅文徳

消防庁予防課主査 近藤直也

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室係長 山野高實

《回答骨子》

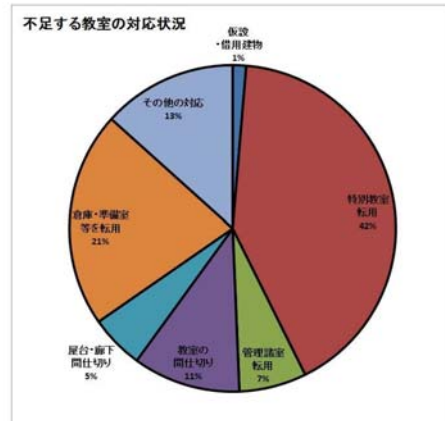
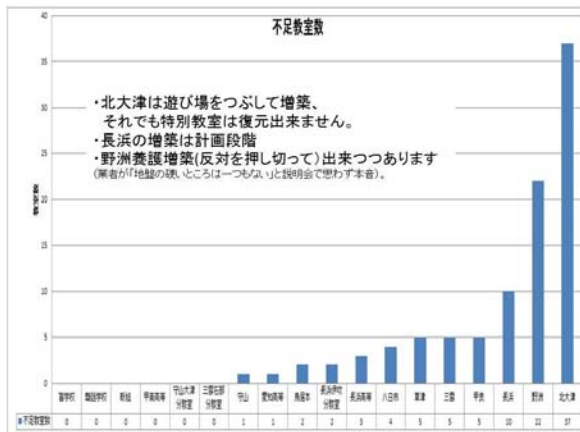
消防ホースについては、指摘されているように消防ホースは、防火対象物外であり、消防法に基づく設置義務ではない。よって17条の規定にはなじまない。

■政府交渉団からは、火災の際の一次消火に役割を発揮するのが消火栓であり、その消防ホースの製造年が30年・40年以上も前の古いもので、調べたら甲賀市内で約3割が30年以上前、通水試験をしたら漏れる、という事態があった。適正な管理のためには、きちんとした指導が必要ではないか、防火対象物から除外されているために、こういう状況が生まれているのではないかと問題提起しました。担当課からは、「今の指摘はよく理解できる」としたうえで、「2015年8月25日付で防災資機材の点検等について」という通知を全国の自治体に徹底していることも明らかにしました。

《文部科学省》

1. 特別支援学校（滋賀では養護学校）の児童生徒が急増し、施設も職員も大幅に不足している。その大元は国の設置基準が示されず設置者の裁量としていることが問題解決を遅らせ、より困難な状況を生む最大の要因になっている。よって、国の設置基準を策定するとともに実態に即して学ぶ環境

が整備されるよう政府からも指導されたい。



三雲養護学校



グラウンドが駐車場



不衛生な手洗い場



ひび割れた窓、ベッドの脚はビールケース



シャワールームのはず

※この問題は、全国的課題ですが、滋賀県は全国のなかでも児童生徒急増地域です。いずれの学校も、開設時の定員数の数倍になっており、それらに対応するためにとりあえず「継ぎ足し」「継ぎ足し」で教室棟を設置したり、廊下で授業をせざるを得ない状況です。また普通学校に「養護学校の分教室」を設けるなどで対応していますが、いずれも根本的な解決にはなっていません。障害をもつ子どもたちに等しく学ぶ環境を整備することは、国や自治体の責任です。早期に改善策を講じていただきますようお願いいたします。資料はスマイルの会提供。

《回答骨子》

現在の特別支援学校（養護学校）は、児童生徒の障害の程度等多様な実態に柔軟に対応しなければならない、という観点から国として一律に設置基準を策定するということは現時点で考えてはいない。但し、教育施設整備は整えて行かなくてはならないので、教員の面とか、施設の面とかは、随時務めていきたい。教室の不足数は、毎年実態調査を行い、結果を設置者（県）へ報告をし、解消するように指導している。滋賀県は全体83教室不足している。

■政府交渉団からは、「この問題は繰り返し何度も要請していること、それは設置者の裁量では問題が解決できないからであり、障害の多様性は理解できるが、だからこそ国が基準をきちんと決めるべき」とあらためて強調しました。そのうえで、「不足する教室」をどうカバーしているのか、滋賀スマイルの会が調べた実態調査と資料をもとに、「このまま放置していいのか」2016.2.25の衆院予算委員会で本村伸子衆院議員が愛知の実態をもとに改善を求めた際、馳文科大臣が現地視察する、と約束していることを紹介しながら、「全国各地の実態をつぶさにみていただき、緊急に改善するよう対応していただきたい」と重ねて強調しました。

2. 特別支援を要する児童生徒のうち、医療的ケアが必要な子どもたちの通学は保護者の責任となっている現状を抜本的にあらため、すべての子どもたちが学ぶ権利が保障されるよう、通学支援については保護者負担にするのではなく、



設置者の責任で対応するよう文部科学省からも指導していただきたい。

※滋賀県内の養護学校には、医療的ケアが必要な児童生徒が126人います。そのうち54人は、保護者が毎日送迎しなければ、学ぶ権利が保障されないのが実態です。自宅から往復2回、遠距離の場合、毎日100キロ以上送迎しなければならない現状があり、地域では改善のための署名運動が広がっている。滋賀県もようやく、「実証研究」を行う等、一歩ふみだしましたが、看護師の配置、移送サービスを民間に依頼しなければならないなどの現状があります。政府から県に対して指導するとともに、医療的ケアが必要な子どもたちの通学保障を確立するための手立てを強く要望します。

《回答骨子》

通学保障については、スクールバスによる通学が考えられる。スクールバスについては、安全を確保するための対応として設置者が適切に対応すべきもの、と文科省は理解している。スクールバスに医療的ケアが必要な子どもが乗車するということが危険を伴うこともあるので、文科省としては喀痰吸引や人工呼吸器を装着して処理が必要なお子さんの場合は、看護師が対応すること。この場合は、スクールバスでの通学は困難、という把握はしている。厚生労働省と連携しながら対応しなければならない、という課題の認識はもっている。

■政府交渉団は、「義務教育はどの子どもも等しく保障されなければならない」という教育を受ける権利がこうした子どもたちには保障されていない現実をどう考えるのか、保護者が毎日送迎を行って初めて保障される、という事態は直ぐに改善すべき課題。滋賀では、県のもとで実証実験が行われているが、新年度からは「保護者支援」という形にすりかえられようとしていることは重大な問題である。全国的な課題でもあるだけに、国がその指導性を発揮して、教育を受ける権利の保障をどう確保していくのか、その体制を確立していく必要がある、と実証実験の実態をリアルに訴え、その改善を求めました。担当課は、課題であることは認めつつも、「設置者の責任で」を繰り返すのみでした。

3. 長期入院中の子どもの学習の場として滋賀県立守山養護学校には、全国から重度の子どもたちが転入している。小・中学の学習保障はされているものの、中学校卒業後の進路先として「高等部」を創設してほしい、という要望が強い。国の制度として確立していただきたい。また教職員が年々減少しており、負担が重くなっている。増員がはかれるよう政府からも働きかけていただきたい。

■政府出席者 初等中等教育局 財政課 定数企画係長 廣石孝

《回答骨子》

高等部を設置するかどうかは、設置者の判断。高等部については「できる」という規定になっている。設置者である滋賀県に問い合わせたところ「現時点では考えていない」という回答を得ている。

■政府交渉団からは、県に問い合わせたら考えていない、という返事だったという答弁だが、すでに18年前に病弱教育のあり方の中で「高等部」の必要性から今後の研究をすすめていく、としている点を指摘。また小児医療保健センターの役割からみても守山養護学校の特別な役割があり、子どもや保護者からも、中学校卒業後の高等教育をうける場所がないために高等部設置の要望がだされていることを強調しました。

4. 人口減少の自治体で小学校・中学校の統廃合・再編計画が示されているが、そこでしめされている「適正規模」は、教育的観点がない。根拠のない「適

「正規模」の名のもとで、強引な統廃合計画がすすめられることのないように指導されたい。



※国が示す基準は、あくまでも「標準規模」。その標準規模以下の学校施設は、学校の存立ができないかの如くの指導はやめ、どんな地域であっても、すべての子どもたちが生き生きと学べる学校教育施設整備を急ぐべきです。また、住民合意のない強引な統廃合・再編計画は、地域のコミュニティを破壊し、さらなる過疎化に拍車をかけるものだけに、絶対にすべきではありません。

■政府出席者 初等中等教育局 企画課教育制度改革室 義務教育改革係 畑生理沙

《回答骨子》

平成 27 年 1 月に「公立小学校中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を示している。このなかで我々のメッセージを示させていただいている。そのなかで、適正規模は 12 から 18 学級というのを示させていただいている。この規模が確保できない場合に、一般的な教育上の課題として、子どもたちが切磋琢磨して学ぶ環境ができなくなる、社会性を身につけることが難しくなる、ということは指摘をさせていただいている。ただ、規模が小さくなることによってこうした課題が生じるということを設置者の方、地域の方に認識していただき、課題をどう解決していくのか、ぜひ考えていただきたい。その際、考える選択肢として、学校を統合して規模を確保する。もうひとつは学校をそのままにして残すのであれば、どういう工夫によって課題を解決するのか、ということ地域や保護者のみなさんと一緒によく考えていただきたい、と思っている。よって、一方的に行政が決めるというのではなく、地域の人たちとよくコミュニケーションをとって考えていただきたい、というのが文科省の考え方である。

■政府交渉団からは、甲賀市が 10 年計画で、現行 23 の小学校を 12 の小学校に再編する計画を提起していることにふれ、国の手引きでもタイトルにあげられている「適正規模」「適正配置」という文言は、根拠性がない、特に教育的観点も法的にも示されていないのに、「適

正」ということで、「不適正」な状態にある学校を統廃合するのは問題である。いま示されている「適正」なるものは、統廃合する場合に「効率がよい」というものであり、小規模学校は適正でない、と決めるのは問題。合意のない統廃合は絶対にすべきではない、と指導すべき、と強く求めました。また、人口減少対策として取り組まれている地方創生からみても、小学校の統廃合は地域創生に逆行する、と指摘しました。この点では、宮本衆院議員からも、統廃合を行って廃校になった地域の実態をみれば明らかである、と質しました。

5. 子どもの貧困や問題行動等社会的要因で学ぶ環境が保障されない事態がある。そうしたなか、スクールソーシャルワーカーが重要な役割を担っている。しかしほとんどが非常勤で不安定な雇用のもとで働いている。よって身分を保障し増員がはかれるよう財政措置も含めて拡充されたい。

※いじめや不登校、暴力行為等生徒指導上の課題が山積し問題が深刻化する中で、スクールソーシャルワーカーにかかる期待も大きい。滋賀県の場合、県費対応のスクールソーシャルワーカーは11名で、特別職非常勤職員という身分。2つの自治体を兼務しているスクールソーシャルワーカーもいる。社会福祉士や精神保健福祉士など専門性をもった資格者の養成とともに、増員を図り、ニーズに応えられる環境を整える必要がある。

■政府出席者 初等中等教育局 児童生徒課生徒指導室 生徒指導第一係長 石井周作

《回答骨子》

スクールソーシャルワーカーの役割は重要という認識から予算の増額に務めている。予算規模でみると平成28年度は3億円増額している。身分保障は、将来的には正規職員として定数のなかに入れ国庫負担の対象とすることを検討している。

■政府交渉団は、今日の教育と子どもたちをめぐる問題からしてスクールソーシャルワーカーは非常に大きな役割を担っている点を紹介しながら、さらなる増額と役割にふさわしい身分保障が大事、と強調しました。

6. 湖南省内の小中学校空調機器設備事業において、エアコン設置のための学校教育環境整備補助金を早急に予算化されたい。

※湖南省では、甲西中学校以外の3校について、平成27年度当初予算では空調機器整備事業として、2億3,000万円余の予算が計上されていましたが、最終的に国庫補助金が入らず、設置を延期せざるを得なくなった。切実な課題であるだけに優先して予算措置を講じるよう対応していただきたい。

■政府出席者 大臣官房文教施設企画部 施設企画課 指導第一係長 栗本和良

《回答骨子》

空調施設については、要望をいただいた時には未定であったが、その後平成27年度補正予算で採択させていただいた。

7. 耐震化診断で基準値以下の湖南省立甲西中学校の施設改築事業に対して、国庫補助を早急に講じられたい。

■政府出席者 大臣官房文教施設企画部 施設企画課 指導第一係長 栗本和良

《回答骨子》

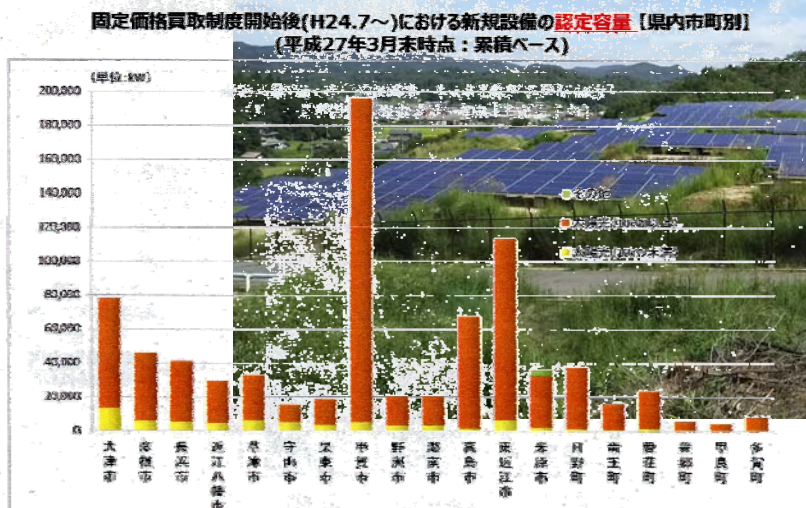
甲西中学校に関しては、施設改築事業が採択されるよう努力したい。

《環境省》

1. 太陽光発電、特に売電目的のメガソーラーの設置については、地域の環境などに配慮した施設となるよう、一定の規制が必要ではないか。現状では、「土地が安い、日照時間が長い」地域に相次いで設置されている。地方自治体での開発規制も1000㎡以上となっている。自然・周辺環境に影響を及ぼしているだけに一定の規制が必要である。

2. 再生エネルギー導入状況

FIT開始後における設備認定の状況(市町別)



■政府出席者 総合環境政策局環境影響評価課 課長補佐 福島慶三

《回答骨子》

国立公園等は設置に関して国として基準を設けている。各自治体においては、

環境影響条例という形で対応していただいている。アセスは基本的に大規模なものを対象としているが、太陽光に関しては景観や光害があるが、他のものとは比べてみると影響は少ないと思っている。よって法制度としては、自治体で対応してもらっているのが実態。

対応していただいた福島課長補佐から、その後次のようなメールが届きました。
環境省環境影響評価課の福島と申します。先日はわざわざ東京まで足をお運びいただき、地域の状況についてご教示いただき、またご要望いただきまして、誠にありがとうございました。私どもも大変勉強になりました。

さて、その際申し上げました、他自治体の取組の一例でございますが、例えば、条例未済のような太陽光発電設備の設置に対応するために、策定が進んでいる「ガイドライン」といたしまして、

○出力 10kW 以上の太陽光発電施設が対象

・山梨県「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」

<https://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/guideline.html>

・長野県茅野市「再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」

<http://www.city.chino.lg.jp/www/contents/1419380329094/index.html>

○出力 50kW 以上の太陽光発電施設が対象

・長野県伊那市「再生可能エネルギー発電設備の設置などに関するガイドライン」

http://www.inacity.jp/smph/kurashi/kankyo_keikan/energy/gaidorainn.html



■政府交渉団は、地方自治体で条例規制するなどの動きがあるのは熟知しているが、規模の面で規制対象外という事例が多く、突然太陽光発電パネルが設置されるという事態が相次いでいる、とその事例を写真で紹介しました。そのうえで、これはやはり、国の段階で、売電を目的とする企業に対しての指導、地方自治体としての規制に関する情報交換などが必要であることを訴えました。

2. 新法の「琵琶湖再生法」を活用して、びわ湖の水質保全と自然環境に力点をおいた施策に力を入れていただきたい。特に、びわ湖南湖の水草繁茂、オオバナミズキンバイなど外来植物対策の駆除に国として積極的な対策を講じていただきたい。また、赤野井湾の水質改善に向け、消波堤の撤去や水草の定期的な根こそぎ除去など抜本的な改善に向け、対策を講じていただきたい。

■政府出席者 水大気環境局水環境課 課長補佐 柳田貴広

《回答骨子》

びわ湖の水質に関しては、琵琶湖再生法ができる以前から、湖沼法に基づき県が計画をたて水質保全に取り組んできた。南湖の水草除去についても取り組んできた。今度、琵琶湖再生法ができ、これにもとづき、滋賀県が「琵琶湖再生計画」を立てることになっている。このなかで、県と連携してすすめていきたい。外来植物対策については、県と協力しながら対策を講じている。具体的には補助を行っている。国直轄でも防除を行っている。



■政府交渉団は、新法「琵琶湖再生法」のもとで、びわ湖はどこが管理責任を負うのか、近畿一円の財産・宝という点からみれば、国の責任は重大であり、琵琶湖再生法を活用して、国主導で、従来の対策の延長ではなく、抜本的な対策を講じる必要がある、と強調しました。担当課からは、今年夏を目途に県

が計画を策定するので、国としてその動きを見ながら、今後の対策を講じていきたい、と回答がありました。また、赤野井湾など琵琶湖の「湾」対策も講じていただきたい、と。

3. 国交省・農林水産省・環境省の関係三省が1月「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を発表した。下水道・集落排水・合併浄化槽等の污水处理施設整備を今後10年程度を目標におおむね完了するという基本方針に基づき、公共下水道整備が極端に遅れている地域においては、個別で対応できる合併浄化槽での整備が必要となっている。自治体ではそれを促進するために従来の整備事業補助金の上乗せなどを検討しているが、国においても現行の補助事業（国1/3・県1/3・市1/3）を拡充し、整備促進できるように積極的な財政支援を講じられたい。

■政府出席者 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室 室長 補佐 鶴田慎二郎

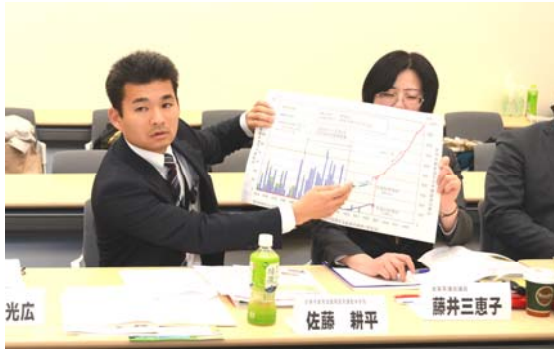
《回答骨子》

10年を目途に面整備をお願いしており、その点での補助を行っている。

■政府交渉団は、国の施策として面整備の目標を10年としたわけで、自治体としてはその促進のために市独自の補助制度(上乗せ)をしている。そうした自治体の施策を支援するうえでも、国の補助を拡充するべきではないか、とあらためて要求しました。担当課は、事業所の支援は難しい、との見解を示されました。

《農林水産省》

1. 滋賀県内の農業水利施設が老朽化し、更新が喫緊の課題となっている。しかし改修に多額の費用を必要とするため更新の必要性があっても対応できない、というのが実態である。国の農業予算はいま担い手対策・規模拡大が中心となっており、県や予算要望にこたえるものになっていない。そこで、滋賀の農村農業整備事業に必要な予算を確保されたい。この点では、農業水利施設は琵琶湖の水質保全に貢献するものであり、先の国会で成立した琵琶湖再生法の趣旨にも合致するものです。この法を活用した財政支援を求める。



湖の水質保全に貢献するものであり、先の国会で成立した琵琶湖再生法の趣旨にも合致するものです。この法を活用した財政支援を求める。

※滋賀は農業が基幹産業で、その中心は大量の水を必要とする米作りです。125ヶ所の大規模な農業水利施設（農業用ダムや頭首工、ポンプ場など）や約13,000 kmに及ぶ膨大な水路が滋賀の米作りを支えています。琵琶湖の水をポンプアップして利用するという逆水施設が4割も占めるといのは滋賀の特徴であり、こうした農業水利施設は、主に琵琶湖総合開発事業により集中的に整備されたものです。

※また、滋賀では琵琶湖の環境に配慮し、持続可能な農業・農村をめざした「農業水利資産の適切な管理」（アセットマネジメント）が自治体、土地改良区、農業者などの協力で行われ、施設の長寿命化対策をはじめとした様々な対策が講じられてきました。しかし、琵琶湖総合開発特別措置法の制定から40年以上が過ぎ、標準的な耐用年数が到来する施設が急増しています。改修や更新に多額のお金が必要となっています。農業者はこの間の米価下落や電気代の値上げで維持・管理のための負担もきびしくなっており、さらなる負担は耐えられません。実態をふまえた積極的な対策を求めるものです。

■政府出席者 農村振興局 設計課課長補佐 加藤広宣

水資源課 課長補佐 鈴木光明

《回答骨子》

新年度農業農村整備事業は2962億円。他を合わせると3820億円を確保した。充分とは言えないが増額をした。農業水利施設保全課事業は、44億6千万から68億円と増額確保した。要望に対する充足は4割程度という認識である。草津用水については市からも要望を受け取っている。今後も充実させていく。琵琶湖再生法との関係では、現在策定中の計画の中に入れていきたい。

■政府交渉団は、琵琶湖で設置した逆水の農業水利施設が老朽・更新の時期を一斉に迎えている。水利の確保は切実な問題であり、負担する農家が減少している時に、どうして更新するのか、喫緊の課題になっている、とリアルな実態を訴え改善を求めました。



清水忠史衆院議員を囲んで

今回の政府交渉は、地域で解決が迫られている問題のなかから、国政とのかかわりがあるテーマに絞って交渉をセットしたものです。

なかでも太陽光発電設置に対する規制は、タイムリーな問題で2016年2月25日に堀内照文衆院議員が予算委員会分科会で取りあげました。またこの間、居住権を守るために入居者と一緒に粘り強く取り組んでいる雇用促進住宅問題も島津幸弘衆院議員が2月25日、衆院予算委員会分科会で取りあげました。さらに特別支援学校の大規模化解消について本村伸子衆院議員が、小中学校の再編問題は畑野君枝衆院議員がそれぞれ取りあげ、改善を求めました。

いずれの問題も、国と県と市の日本共産党議員が連携し、問題解決にあたっています。こうした活動ができるのも、日本共産党ならではの。

(報告集約は、山岡光広・日本共産党湖南地区議員団長)

日本共産党湖南地区委員会

077-564-1201